

令和6年度第12回

三種町農業委員会総会議事録

会期:令和7年2月10日

会 議 録

三種町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月10日(月) 午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 三種町農政庁舎会議室

3. 出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	渡部 整悦	12	近藤 幸生
2	珍田 宇臣	13	小玉 幹夫
3	檜森 茂樹	14	田中 武晴
4	柴田 千津子	15	工藤 朝鋭
5	相澤 光博	16	金子 英樹
6	関 昇誠	17	門間 一
7	三浦 英樹	18	田村 公恵
8	嶋田 悟	19	佐藤 久男
9	川上 義英	20	児玉 校也
10	近藤 勘一	21	高松 薫
11	佐々木 亨	22	豊田 實

4. 欠席委員 ー

5. 欠番委員 ー

6. 事務局職員 事務局長 見上 貢
主任 渡邊 唯
専門員 寺沢 梶人

7. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 農業委員会事務報告について

日程第4 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定(所有権移転)について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定(利用権設定)について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の決定(利用権設定)について

日程第5 協議案件

協議第1号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について

協議第2号 三種町農業振興地域計画(山本地区)の変更について

協議第3号 三種町農業振興地域計画(琴丘地区)の変更について

日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第18条第1項第2号に該当する合意解約及び使用貸借の
解約について

報告第2号 町外農地の権利移動について

報告第3号 あっせん譲受等候補者名簿への登載について

8. 会議概要

事務局長	お疲れ様です。 ただいまから令和6年度 第12回 三種町農業委員会総会を開催します。 開会にあたりまして、会長からごあいさつをお願いします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	これより議事に入りますが、会議の進行は、三種町農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長が議長」となることとなっておりますので、よろしくお願いします。
議長	それでは、会議の進行にご協力下さいますよう よろしく申し上げます。 ただ今の出席委員は、22名であります。 三種町農業委員会会議規則第6条により、定足数に達しておりますので、これより「令和6年度 第12回 三種町農業委員会総会」を開会いたします。
議長	それでは、議事に入ります。 日程第1、「議事録署名委員」の指名を行います。
議長	議事録署名委員は、三種町農業委員会会議規則第13条により、 17番 門間 一 委員、 18番 田村 公恵 委員の両名をお願いします。
議長	日程第2、「会期の決定について」お諮りします。 本日ご審議いただく議案は、先に通知しております、「農地法第3条の規定による、許可申請(所有権移転)について」他、3件。 協議案件は、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」他、2件。 報告事項は、「農地法第18条第1項第2号に該当する合意解約及び使用貸借の解約について」、他2件となっておりますが、会期は本日1日限りとして、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	異議ないようですので、会期を本日1日限りいたします。
議長	日程第3、「農業委員会事務報告について」は、後で確認してください。
議長	日程第4、「議案審議」については、事前に資料を配付しております。
議長	それでは、議案第1号の質疑を受け付けます。

議長	議案第1号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
嶋田委員	1番について報告します。現地確認したところ、■■■■は森岳の槻田地区の東側で、現状は梨畑になっております。梨の木が十数本植えております。■■■■地は、槻田地区と山本体育館との杉林の中の平地となっています。どちらも移転には支障ないと思われますのでご審議のほどよろしく願います。
渡部委員	2番について説明致します。■■■■さんと■■■■さんが兄妹で、■■■■さんは若い頃から秋田市におりまして、現在も秋田市におります。■■■■さんは実家の方で母親と住んでいる状況です。この場所については、■■■■さんの従兄の■■■■さんをお願いして作っていたのですが、今回もそのような恰好になるのではと思います。状況的にはなんら変わりないと思いますので、よろしくお願い致します。
議長	他にありませんか なければ質疑無しと認め、採決を致します。
議長	議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	挙手多数と認め、議案第1号は、原案のとおり決定します。
議長	続いて、議案第2号の質疑を受け付けます。 議案第2号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	挙手多数と認め、議案第2号は、原案のとおり決定します。
議長	続いて、議案第3号の審議に入る前に、1番から2番については、■■■■委員と、■■■■委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限」により、当該案件の議事開始から終了まで、■■■■委員と■■■■委員の退席をお願いします。 (■■■■委員と、■■■■委員の退席)
議長	それでは、議案第3号の1番と2番の質疑を受け付けます。
議長	議案第3号の1番と2番について、ご質問又はご確認等がありましたら、挙手願います。

議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	議案第3号の1番と2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	挙手多数と認め、議案第3号の1番と2番は、原案のとおり決定します。
議長	それでは、退席の■■■■委員と■■■■委員の入室を許可します。 (■■■■委員と■■■■委員の着席)
議長	■■■■委員と■■■■委員、ただいまの議案第3号の1番と2番の案件については、「異議なし」ということで承認されましたので、報告します。
議長	続いて、議案第3号の3番から39番までの質疑を受け付けます。 議案第3号の3番から39番までについて、ご質問又はご確認等がありましたら、挙手願います。
近藤委員	確認です。6と18ですが、10a あたり57kgというのは年間総額に合わせた数字ですか。
事務局長	そうなります。
議長	他にありませんか。 なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	議案第3号の3番から39番までについて、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	挙手多数と認め、議案第3号の3番から39番までは、原案のとおり決定します。
議長	続いて、議案第4号の審議に入る前に、1番と2番については、■■■■委員と、■■■■委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限」により、当該案件の議事開始から終了まで、■■■■委員と■■■■委員の退席をお願いします。 (※ ■■■■委員と■■■■委員の退席)
議長	それでは、議案第4号の1番と2番の質疑を受け付けます。

議長	議案第4号の1番と2番について、ご質問又はご確認等がありましたら、挙手願います。
議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	議案第4号の1番と2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	挙手多数と認め、議案第4号の1番と2番は、原案のとおり決定します。
議長	それでは、退席の■■■■委員と■■■■委員の入室を許可します。 (■■■■委員と■■■■委員の着席)
議長	■■■■委員と■■■■委員、ただいまの議案第4号の1番と2番の案件については、「異議なし」ということで承認されましたので、報告します。
議長	続いて、議案第4号の3番から24番までの質疑を受け付けます。 議案第4号の3番から24番までについて、ご質問又はご確認等がありましたら、挙手願います。
三浦委員	31ページの21番について、畜産業を営んでいるのに、農作業従事日数が200日というのは苦しいのではないかと思います。■■さんは専従者であったので当時はこの数字かもしれませんが、常識的には200日は少なすぎるのではないかと思います。
事務局長	基本的には自己申告ではありますが、チェックしていきたいと思います。
議長	他にありませんか。 なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	議案第4号の3番から24番までについて、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	挙手多数と認め、議案第4号の3番から24番までは、原案のとおり決定します。
議長	続いて、日程第5、協議案件第1号の「農用地利用集積等促進計画(案)」に対する意見聴取について」を議題とします。
議長	事務局の説明をお願いします。

	(事務局、協議案件について説明)
議長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	協議案件第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
議長	挙手多数と認め、協議案件第1号は、原案のとおり承認決定します。
議長	続いて、協議案件第2号の「三種町農業振興地域整備計画(山本地区)の変更について」を議題とします。
議長	事務局の説明をお願いします。
	(農林課、協議案件第2号について説明)
議長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
相澤委員	変更後の用途区分は雑種地ということですが、これは今後登記変更も行われることになりますか。
農林課	現況が山林原野となっていますので、今後業者により登記が変更されるものと思います。
相澤委員	ここは個人の所有ではなく、業者の所有地になるということでしょうか。
農林課	ここは土地の所有者が土地を持っていて、その土地に業者が太陽光発電施設を設置し販売するということです。業者は施設のメンテナンスを請け負っておりまして、あくまでも業者は施設を設置するだけです。
議長	他にありませんか。
議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。 協議案件第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

議長	挙手多数と認め、協議案件第2号は、原案のとおり承認決定します。
議長	続いて、協議案件 第3号の「三種町農業振興地域整備計画(琴丘地区)の変更について」を議題とします。
議長	事務局の説明をお願いします。 (農林課、協議案件第3号について説明)
議長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
渡部委員	変更後の用途区分は原野ですが、現状はどのようになっていますか。
農林課	■■■■の現況は原野です。■■■■が現況宅地となっております。
渡部委員	先ほどの件では現況山林原野でした。案件はどちらも農用地ではないのに、農振区域に入っているというのはいりうのか。
農林課	この件に関しては、農業用施設用地ということで、建物が建っている宅地でも農業振興地域ということになります。また、山林原野が農用地に入るのかということについては、経緯は不明ですが、農業振興地域を定めるときに、現況が山林原野でも将来的に農業上の利用が行われる可能性がある区域ということで、農用地区域に含まれております。山本地区に関しては現在でも計画上そのような土地がかなり多く、現況上の利用とは異なっても農振に入っている区域が多いのが現状です。
関委員	事業内容の蓄電池発電所とはなんでしょうか。
農林課	電力単価が安い夜間に蓄電し、単価が高い日中の時間帯に放出し利益を得る蓄電事業というのがあり、その蓄電施設になります。再エネとは異なる括りではありますが、三種町では太陽光発電や風力発電との関連から、企画政策課のガイドラインに沿って事業を進めるように指導しております。
関委員	こういうのは今後も出てくるのか。
農林課	農振法や森林法、農地にかかる土地であれば皆さんの前で説明していきます。
議長	他にありませんか。 なければ質疑なしと認め、採決をいたします。

議長	協議案件第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
議長	挙手多数と認め、協議案件第3号は、原案のとおり承認決定します。
議長	日程第6、「報告事項」については、事前に資料を配付しておりますが、なにかご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。 (「異議なし」)の声あり
議長	無いようですので、「その他」に入ります。
議長	事務局並びに委員の皆様から、何かご意見等ございませんか。
相澤委員	利用権設定の中で、法定相続人が再設定するという案件がありました。過去にもこのような案件があり、5年や10年の設定であったかと思います。再設定の中で法定相続人となった場合、相続が終わっていないということなので、受付の段階で相続の指導等をしているものかどうか聞きたいです。
議長	相続登記をしていないと契約関係で影響があり、国の方でも勧めているのでやっくださいというお話はしていますが、契約に間に合わないなど条件上の理由で、契約段階では法定相続人でやっていることがあります。
相澤委員	新規であれば緊急性がありやむを得ないが、再設定ということは継続設定の案件であり、途中で不幸があった場合、さらに相続権者が拡大し残された方に大きな負担がかかる。受付する立場上、このような指導が必要なのではないか。
事務局長	指導はしているもののなかなかできない事情もあるかと思います。今後の契約手続きでの支障を考慮しても、未相続であることの弊害も説明していければと思います。
議長	ほかに無いようなので、次回の総会の開催について、3月10日(月)、午後1時30分からとして、よろしいでしょうか。 (「異議なし」)の声あり
議長	それでは、次回の総会は、3月10日(月)午後1時30分とします。
議長	以上をもちまして、令和6年度 第12回 三種町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

令和7年2月10日

三種町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 17番 _____

議事録署名委員 18番 _____